

平成十三年九月二十七日提出  
質 問 第 三 号

わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問主意書

提 出 者 小 沢 和 秋

わが国周辺に遺棄された旧軍化学兵器の実態解明と無害化についての質問主意書

昨年十一月に福岡県苅田港から引き揚げられた旧軍の爆弾について、政府はこれが老朽化した化学兵器にあたり、化学兵器禁止条約にしたがって無害化処理するとの方針を明らかにした。苅田港及び新門司港において進められている公共工事の現場では、引き続き多数の遺棄毒ガス弾の存在が懸念されており、早急にすべての回収・無害化をすすめることが住民や港湾関係者、工事従事者の安全を守るために焦眉の課題となっている。

また、既に一九九七年四月に発効した化学兵器禁止条約にもとづく中国大陸での遺棄化学兵器の処理が日中両国政府の合意の下で進められつつあるが、わが国においては広島県大久野島における忠海兵器製造所と北九州市の曾根兵器製造所を中心に毒ガス兵器が大量に製造され、第二次世界大戦終結前後にそれらが埋設または海洋投棄処分されたことが政府答弁等で明らかにされている。これら遺棄毒ガス兵器は、戦後長きにわたって、漁船の魚網にかかった際に有毒物質が漏出して死傷者を出したり、埋設処分地の土壌が砒素汚染されるなどの被害をひろげてきた。

一九七三年に政府は旧軍の毒ガス弾についての全国調査を行い、その後国会答弁において終戦時、国内十

八箇所毒ガス兵器を貯蔵し、その後八箇所の海域に投棄処分したことを明らかにした。しかし、調査の全容は現在まで明らかにされておらず、その後の処理についても政府は公表しないまま推移している。

そこで、次の事項について質問する。

一 化学弾が発見された苅田港や新門司港について、確認されたものの無害化処理を急ぐとともに、周辺域における遺棄弾の存在を徹底的に調査し、処理と万全な安全策を期すことが必要と考えるが、どうか。あわせて、現状と今後の見通しを関係自治体と住民に十分に説明すべきと考えるが、どうか。

二 国内での遺棄化学兵器の処理をすすめ、無用の被害を防止するために一九七三年にまとめられた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」の全容をすみやかに公表すべきと考えるが、どうか。また、この度の化学弾の発見が示すように、終戦時の処分はこの「全国調査」の後に明らかにされた八箇所の海域への投棄処分にとどまらないことは明白であり、あらためて全国的に調査を実施すべきではないか。

三 国会答弁等で明らかになっている別府湾、周防灘、大久野島周辺、高知沖、銚子沖、遠州灘、相模沖、新潟港、陸奥湾、浜名湖周辺等での海洋投棄やその後発見された屈斜路湖周辺での投棄・集積などについての経過や実態を調査すると共に、必要な無害化処理について具体化して計画を明らかにすべきと考える

が、どうか。

四 旧軍の化学兵器の研究開発の経過や仕組み、実戦での使用例などを調査し、公表すべきと考えるが、どうか。

五 わが国における化学兵器製造について、被害実態究明のためにも原料採掘や供給、輸送業務にあたった企業や人員、製造所などでの臨時工や学徒動員による人員の関与など開発、製造、流通の全分野における仕組みの全容を解明し、公表すべきと考えるが、どうか。

六 化学兵器製造や輸送業務に関わって後遺障害をもつようになったすべての関係者に対してはもちろん、戦後の処理業務や不測の事故によって被害をうけた人たちについても調査を行い、万全の補償を行うべきと考えるが、どうか。

右質問する。